



Title	『社会主義的土地整理および社会主義農業への移行措置にかんする条令』(1919)について
Author(s)	小野, 堅
Citation	大阪外国語大学学報. 1975, 34, p. 17-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80555
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『社会主義的土地整理および社会主義農業への 移行措置にかんする条令』(1919) について

小 野 堅

О «Положении о социалистическом землеустройстве и
о мерах перехода к социалистическому земледелию»
(1919)

Катаси ОНО

Процессы аграрных преобразований после Октябрьской революции можно разделить на три основных этапа: 1) первый этап, охватывающий время с опубликования «Декрета о земле» и «Основного закона о социализации земли» до создания Комитетов бедноты в июне 1918 года; 2) второй этап — с лета 1918 года до весны 1921 года, когда Советская страна перешла к нэпу; 3) третий этап, продолжавшийся с весны 1921 года.

Содержание первого этапа — ликвидация помещичьего землевладения. Второй этап характеризуется “резким усилением классовой борьбы” и ярким проявлением стремлений социалистической революции в деревне, а также “даднейшим ослаблением социально-экономических позиций кулачества в условиях военного коммунизма”. Третий этап — это период после перехода к нэпу, и его главное содержание нашло отражение в «Кодексе земли РСФСР» 1922 года.

В данной статье рассматривается «Положение о социалистическом землеустройстве и о мерах перехода к социалистическому земледелию», изданное на втором этапе, 14 февраля 1919 года, в следующих аспектах:

1. история его подготовки,
2. содержание и характерные черты,
3. связь с «Декретом о земле» и «Основным законом о социализации земли»,
4. его роль в условиях военного коммунизма.

まえがき

ソヴェト政権初期の農業変革の過程は次の3つの時期に大別される。⁽¹⁾ 第1期は、10月革命直

後の『土地に関する布告』（1917.10.26—旧暦）—以下『土地布告』と略称—から翌18年2月の『土地の社会化に関する基本法』（1918.1.27—旧暦）—以下『土地社会化法』と略称—を経て、同年6月の貧農委員会創設に至る時期で、地主の土地の収奪を基本とする時期である。第2期は、1918年の夏から秋にかけてはじまる時期で、農村内部における階級闘争の激化が進み、農村における社会主義革命の志向が顕著となり、「戦時共産主義下でのクラークの社会的・経済的地位が弱化する」⁽²⁾ 時期である。第3期は、1921年春の新経済政策（ネップ）への移行後の時期で、22年の『ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国土地法典』（1922.10.30）—以下『土地法典』と略称—に集約される時期である。

本稿は、上記第2期における、いわば、農業変革がその社会主義革命の色彩を濃くした時期に発布された『社会主義的土地整理および社会主義農業への移行措置に関する条令』⁽³⁾—以下『社会主義土地整理令』と略称—についての若干の考察である。同条令の成立の背景、同条令の内容にみられる特徴点、同条令と『土地布告』、『土地社会化』との関連、戦時共産主義下で同条令のもつ役割などについて検討してみたい。

農業史研究の権威であるアカデミック故ペールシンは、1969年にモスクワで開かれた『ソ連邦における社会主義、共産主義建設の歴史に関する』学会議の報告で、この『社会主義土地整理令』にふれ、「集団農場への農民大衆の移行の具体的方途を規定するばあいには重要な意義をもつ」⁽⁴⁾ものとみなし、同条令に注目している。とくにペールシンは、同条令の法案作成にあたってのレーニンの活動を中心に検討を加えている。また、同じ学会議で、ア・エフ・チムイガが報告（「ヴェ・イ・レーニンと初期コルホーズ」）を行ない、そのなかでも、同条令は農業の漸次的社会主義再編の方途とその具体的実施形態を規定し、個人的土地利用形態から大規模集团的土地利用形態への移行の必然性を強調している綱領的文書であるとし、この文書作成へのレーニンの積極的参加についてふれている。⁽⁵⁾ いくつかあるソヴェト経済史概説でも、この条令に関して若干の記述はある。たとえば、1956年に出たイ・ア・グラトコーフの『ソヴェト経済概説（1917～1920）』では、コルホーズ活動の組織と国家によるその指導の基本原則が規定されているものとして、同条令が簡単に取りあげられている⁽⁶⁾ など。しかし、ペールシンが前記報告のなかで、「歴史文献では、まだこの文書についてあまり語られていない」⁽⁷⁾と指摘しているように、同条令プロパーの研究は少ない。ただ、1940年にソ連邦司法人民委員部法律出版部から出た書物『土地法』第3章「ソヴェト土地立法の歴史」のなかでは、この条令の内容がやや詳しくのべられている。⁽⁸⁾ ソヴェト以外の、わが国を含めた外国の文献においても同じような状況である。E・H・カーの『ボリシェヴィキ革命』では簡単にふれている⁽⁹⁾ が、M・ドップの『1917年以後のソヴェト経済の発展』ではとくに注目されていない。N・ジャースニの『ソ連邦の社会主義農業』においては、ソフホーズ形成の項で数行ふれている⁽¹⁰⁾にとどまる。わが国では、大崎平八郎著『ソヴェト農業政策史』のなかで、同条令の性格と意味が大略のべられている。⁽¹¹⁾

I

1918年12月11～20日にモスクワの労働会館で開催された土地部・コンミュン・貧農委員会第1回全ロシア大会は、つぎの点において、農業変革の展開のなかで大きな意味をもっていた。すなわち、第1に、この大会が農村における新しい情勢下で開催されたという時期の点であり、第2に、この大会が従来の農民大会とは異なって、土地部、貧農委員会、コンミュンの各代表の「結合」からなっている点、つまり大会の構成にみられる特徴である。第3に、大会の活動にみられる農業変革の社会主義路線の確定である。

レーニンはこの大会で演説⁽¹²⁾を行ない、そのなかで10月革命後の情勢の進展を分析し、10月以後の革命の発展段階は第1段階を終え、今や第2の発展段階に入っていることを指摘している。すなわち、第1段階は「主として、全農民の共通の敵にたいする勝利、地主にたいする勝利の時期」であり、古い農奴制的遺産、古い農奴制的搾取の害悪、地主的土地所有と、農民全体にたいする地主の圧制を一掃するという、対地主闘争への全農民の参加の時期である。この闘争は、「他人の労働の搾取によっては生活しないもっとも貧しい勤労農民を統一し」「また、雇用労働なしにはやっていけない農民のもっとも裕福な部分、さらにもっとも富裕な部分をも統一した」のである。この闘争が、対地主闘争に終始しているかぎりにおいては、「ブルジョア革命のわくから出ることができなかった」点をレーニンは指摘している。18年夏におこった反革命分子の反乱と外国帝国主義干渉により新しい情勢が農村に形成され、もはや「農村は単一のものではなく」なり、「地主にたいしてひとりの人のようにたたかっていた農村に、2つの陣営が生まれた、一労働者といっしょに、確固として社会主義の実現へすすみつけ、地主にたいする闘争から資本にたいする、貨幣の権力にたいする、偉大な土地改革を富農が利用することにたいする闘争へ転じた陣営と、より富裕な農民の陣営とが、それである」。そして、この闘争は「革命をそっくり社会主義の軌道にうつしかえた」のである。この闘争の指導の中心となった貧農委員会の結成を「1つの転換点」とみて、レーニンは「深刻で重要な意義をもつ」変革が18年の夏と秋にロシア農村におこったと指摘している。⁽¹³⁾

以上のように、レーニンの大会演説にみられる、大会開催時点の情勢分析は、ソヴェト・ロシアの農村革命の発展の把握にとってきわめて重大である。大会終了後、12月22日に『プラウダ』に掲載されたブハーリンの大会論評も、この大会が「農村革命の発展における2つの時期の境界に立っている」と指摘し、10月の農業革命が、地主権力を一掃し、土地没収を課題とする全農民の革命であったのにたいして、今や、農村における階級闘争、クラークと貧農の間の闘争の一層の発展と強化の時期がはじまっており、社会主義的共産主義的農業生産への移行という旗のもとに、新しい事態が進展していると論じている。⁽¹⁴⁾ これは、上記レーニンの分析と同様、その時点における大会開催の意義を明らかにしている。

次に、この大会の構成の問題であるが、いくつかの資料から以下のことがわかる。大会へは、

38の諸県，すなわち，ソヴェト・ロシアの殆ど全地区から550名の代議員が参加し，このうち決議権をもつ代議員は457名，共産党員は389名であった。⁽¹⁵⁾レーニンが前記報告の冒頭で述べているように，土地部，貧農委員会，コンミュンからなる，全国的規模で，これら3機関の「結合」という大会の構成それ自体が，10月以後1年余の農業部面における変革の進展を象徴している。すなわち，土地管理の行政的責任をもつ土地部，プロレタリアート独裁の農村における拠点ともいべき貧農委員会，社会主義農業集団経営のもっとも上位の形態である農業コンミュン—これら3者の「結合」した大会は，国内戦・軍事干渉時における農村変革の新路線の強化にふさわしいものであった。

この大会では，全ロシア中央執行委員会を代表して，ヤ・エム・スヴェルドロフが挨拶をし，農業人民委員のエス・ペ・セレダーが土地政策の諸問題について報告し，ヴェ・ペ・ミリューチンが全国民経済の基本課題と関連づけて農業の諸課題に関して報告をおこなっている。大会は，各分科会，すなわち，土地整理分科会，集団経営・ソヴェト経営分科会，農業（農学）分科会，林業分科会，組織・財政分科会にわかれて討論が行われ，終りの3日間を全員出席の総会にあて，各分科会での報告をきき，審議を行っている。⁽¹⁶⁾

大会の活動は，ブハーリンによれば，「盛大な演説や意気盛んな革命的決議だけに終ったのではなく，一連の実践的革命方策の審議に終った」のであり，「最初から最後まで，事務的な大会であった」。⁽¹⁷⁾

大会の審議状況と決議の内容をつぶさに検討することはできないが，大会初日のレーニンの演説は，審議に一定の方向を与え，決議に大きく反映していると判断される。

レーニンの演説は，すでにのべたように，まず第1に，10月以後の農村における変革の進展と闘争の質的変換についての認識であり，18年夏，秋の段階からの対地主闘争から対資本闘争への移行の必然に関する分析である。第2は，この段階における中農との同盟強化の問題である。中農が社会主義への移行に同意するためには，「理論的認識や煽動的文句によって」ではなく，「実地に模範的な例」によってそれが可能であること，そして，この「実例と農民の勤労者部分の団結によって」はじめて中農は説得され，「長期の，漸進的な説得」があつてこそ，「住民のプロレタリア的，社会主義的部分の同意，あらゆる戦線で資本との決戦をおこなっている共産主義者との同意，彼らと中農との同意」が実現できると説いている。そして，第3に，レーニン演説の中核をなすのは，集団的経営，共同耕作への移行の提言である。⁽¹⁸⁾

レーニンは，戦争がもたらした荒廃から立ちなおるためには，細分した小規模経営から共同経営への移行が必然であり，今や，戦争前の古い経営の制度と機構へ復活することは誤りであり，「科学と技術にもとづく職業」に農業を変えなければならない，そして，勤労者経営の所有にうつった農機具・役畜の共同利用を行い，労働と労働生産物の節約を通して有利な経営をつくり出し，労働生産性が倍加される，という見通しを提示した。この集団的共同経営への移行こそが，農民大衆を文化的生活に近づけることができ，「実際に恒久的な活路は，共同耕作だけであり，

いまやソヴェト権力は、漸進的な諸方策によって、系統的に、この共同耕作をめざしている」と指摘している。そして、この移行のために、ソヴェト権力はあらゆる援助を与えなければならないと主張している。⁽¹⁹⁾

この演説をレーニンは、「ロシアの勤労農民はいまや、…中略—引用者…それなくしては勤労者の解放はありえないもの—共同耕作、小規模な個人農経営から共同耕作への漸進的な、しかし、たゆみない移行を実現するであろうことを、確信することができる」⁽²⁰⁾と結んでいる。小農民経営の存在がなお充分ながく続くであろうことを、ソヴェト・ロシアの現実から、熟知していたはずのレーニンの大会演説における上記の思想は、戦時共産主義下での施策の表明であると同時に、社会主義農業改造の一般的理論的提示であったと読みとるべきであろう。

土地部・貧農委員会・コンミュン大会は、「土地政策の最重要課題は、農業コンミュン、ソヴェト共産主義的経営、共同耕作の広汎な組織化を、一貫して、倦まず実行することである」という、レーニンの思想と合致した決議をしている。

以上のような土地部・貧農委員会・コンミュン全ロシア第1回大会を基礎にして、農業人民委員部は、『社会主義土地整理令』の法案を作成し、1919年2月10日に、全ロシア中央執行委員会でその大綱が採択され、農業人民委員部、司法人民委員部、国民経済最高会議の代表からなる委員会⁽²¹⁾にその最終案作成が付託された。レーニンを議長とし、3日間の期限をもって修正案を作成し、全ロシア中央執行委員会幹部会の承認をうけることになった。レーニンの第8章にたいする修正提案を全面的に取り入れた形で、同条令は、2月14日に公布された。⁽²²⁾

条令の内容のあらましとその特徴点を、レーニンの第8章修正点を含めて、つぎにみることにする。

II

『社会主義土地整理令』は、全9章138条からなり、革命後の土地法のなかで長大のものである。その構成は次のようである。

第1章 一般規定（第1条—第6条）

第2章 いかなる土地が誰に割当られるか（第7条—第10条）

第3章 土地整理作業の実施順序の確定と作業計画の作成（第11条—第20条）

第4章 国家登録および土地利用の算定に関して（第21条—第28条）

第5章 ソヴェト経営について（第29条—第46条）

第6章 ソヴェト経営の内部管理（第47条—第59条）

第7章 農業生産コンミュンについて（第60条—第93条）

第8章 共同耕作について（第94条—第134条）

第9章 勤労農業合同の奨励と助成について（第135条—第138条）

以上の構成をもつこの条令の内容は大きく次の5つの観点から整理できると考えられる。1)

土地国有化の明文化、2) 個人的土地利用から社会主義的土地利用への移行の志向とその具体的組織化、3) 土地フォンドの整理、4) 社会主義経営にたいする援助、5) 社会主義経営への移行のさいの原則＝民主主義原則。

第1章一般規定において、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国のすべての土地は、単一の国家フォンドであること、そして、その単一の国家フォンドは、人民委員部とその下部組織である地方権力機関の管轄下に直接おかれるとうたわれている(第1条、第2条)。⁽²³⁾ これは、他ならぬ土地国有化の明文化であり、1917年11月26日の『土地布告』と1918年2月19日の『土地社会化法』にみられる土地私有権の永久廃止とすべての土地の勤労人民への帰属宣言にたいして、土地国有化をより確定的に表現宣言したものである。

『4月テーゼ』、4月協議会、第6回党大会『経済綱領』で確認されたボリシェヴィキの「土地国有化」論は、10月革命時当初の地主的土地所有の一掃、封建的遺制の枷からの勤労農民の解放、均等土地利用原則にもとづく勤労人民への土地配分という農民の要求をみだす闘争のなかでは、前記のような表現にとどまらざるをえなかった。18年夏、秋の農村における情勢の変化のなかで、あらためて、土地国有化表現としてここに(『社会主義土地整理令』のなかで)確定化したのである。このことは特記されなければならない。

この条令では、土地利用の形態について、個人的土地利用形態から社会主義形態へ移行する必要がのべられている。この移行は、「人間による搾取の最終的な廃絶と科学と技術のすべての成果を応用して社会主義の原理にもとづく農業を組織し、社会主義の精神で勤労大衆を教育し、プロレタリアートと貧農を資本との闘争において結集するため」⁽²⁴⁾であるとしている。そしてこの目的を達成するためには、「大規模ソヴェト経営、コンミュン、共同耕作、その他の組合的土地利用形態」が「最良の手段」であり、あらゆる形態の個人的土地利用は「過渡的な、廃たれつつある土地利用である」⁽²⁵⁾と規定している(第3条)。

農業の生産性向上と播種面積拡大によって最大限の生産物を最小限の労働支出によってうるべく、そして共産主義的農業への完全移行のための条件をつくり出し、農業技術の中心となるために、ソヴェト経営を創設する(第4条、第29条)、生産と分配における共産主義原理にもとづく経営を目的として組織される全人民的共同農業組織の一部として農業生産コンミュンを組織する(第60条)ことがうたわれている。

このように、土地利用形態の社会主義化を前面に押し出したことは、『土地布告』、『土地社会化法』において、模範的、見本的なものとして、これら経営の創設が提唱されているのに比べて、きわめて重要な意味をもっている。

個人的土地利用の社会化をめざす施策は、まず、土地フォンドの全面的整理をその出発とする。土地部の活動義務として、なによりもまず農業用地の確定があげられる(第5条)。そして、農業フォンド全面積が土地整理をうけ(第7条)、第1順位として、ソヴェト経営およびコンミュンの必要のために、第2順位として、勤労アルテリおよび組合の必要と共同耕作のために、第3順

位として、個人的土地利用者の生活手段をうるために、農業土地ファンドが用いられるよう規定されている（第8条）。

個人的利用のために配分されるべきでない土地として、ソヴェトおよび公共の文化啓蒙施設（農業学校、試験農場など）の土地、以前に非勤労の利用のもとにあった土地で、ソヴェト経営が組織されているかまたは組織されるはずの土地、以前に非勤労の利用のもとにあった土地で、組合的共同経営を組織するために土地部の管理下にある土地、工業、工場企業、交通路などに使用されている都市の土地、村の土地、温泉地の土地、本条令が効力を発する時点までにまだ個人的利用のために配分されていないすべての土地があげられている（第9条）。そして、その他の土地は、各地域毎に決められた住民規準の範囲内で個人的利用のための配分は無条件に該当しうる（第10条）となっている。

このように、公共的・社会主義的土地利用への土地配分の比重の拡大化を打出していることが特徴的である。が、同時に、個人的土地利用に依拠する勤労農民の土地にたいする関心の充足にも注意を払っている。たとえば、外国軍および白衛軍の占領の結果、従来の非勤労の利用の土地を農民が利用していないばあい、個人的配分への土地配分の一般的禁止事項からはずしているという例外措置である（第9条、注）。

ソヴェト経営および農業コンミュンその他の社会主義経営への国家による支援、奨励策は、上述の土地整理のさいにみられる、これらセクターへの優先的土地配分に何よりも明瞭に示されているが、次の条文からも、その施策を読みとることができる。「農業におけるソヴェト権力の基本任務、すなわち生産手段の社会化、共同労働、合理的経営の原理にもとづく全農民工業の改造に立脚して、農業人民委員部は、農業生産コンミュンに、他の共同経営形態と同様、全面的援助と支援をあたえる」⁽²⁶⁾（第61条）。第9章は、これら勤労農業合同（ソフホーズ、コンミュン、トーズ）にたいする奨励と助成について扱った章であり、そこでは、「農業生産コンミュン、共同耕作に移行した組合、勤労アルテリその他の農業合同にたいし、種子、用具、役畜を調達し、すべての種類の農学上また文化、技術上の援助を与える」⁽²⁷⁾（第135条）こと、また、経営の改善に移った農業合同への、役畜用飼料規準を拡大する（第136条）ことが決められている。また、優秀な合同にたいしては、貸付金交付、農業機械、役畜その他の配分において特典を与える（第137条）、特別に秀れた経営を行い、生産性向上の面で業績をあげたものにたいしては、賞与を出す（第138条）など、いろいろな手段による助成と奨励をはかっている。

最後に、民主主義原則の問題であるが、たとえば、ソヴェト経営の運営にあたる役員の選出においても（第48条、第49条）、協同組合化のさいの勤労者の加入においても、民主主義原則がその基底をなしている。たとえば、「農業生産コンミュンは、勤労者の自発的な結合体である」⁽²⁸⁾（傍点一引用者）と明記されているし（第60条）、農業コンミュンに働らく専門家および臨時作業員の諸権利についても、（第76条）民主主義原則が貫徹されている。

すでにふれたように、レーニンは、この条令作成に直接参加したが、とくに条令第8章共同耕

作については、原案にたいするレーニンの評註（提案）が残っている。⁽²⁹⁾第8章は40条（第94条—第134条）から成っているが、原案では42条であり、レーニンはいくつかの箇所で修正意見を出し、それらは、基本的に条令本文に取り入れられている。たとえば、原案では、共同耕作への移行は、集会出席者の3分の1以上の多数決で決められるとなっていた（第8章原案第5条）⁽³⁰⁾が、条令では、レーニンの修正意見どおり、2分の1以上の単純多数決とされている。⁽³¹⁾また、共同耕作への労働参加を、貨幣支払により第三者を雇う形で代替することを禁止している条項に関連して、レーニンは、農繁期などの臨時作業員の農業労働参加は奨励さるべきだと主張し、⁽³²⁾これは、条令本文に取り入れられている（第101条、第102条）。そして、これら作業員にたいする、活動上の諸権利、労働条件、報賞制についても、それが明記されることになった（第103条、第104条）。今ひとつの点は、貧農にたいする優遇措置、と同時にクラークにたいする強い態度である。一例として、原案第17条で、共同農具の私的利用の際の特別料金徴収（農業フォンドへ）についてふれられていたが、レーニンは、富裕農民からの徴収は是とするが、貧農からの徴収には疑問であるとの意見を付している。⁽³³⁾条令の本文第113条で、レーニンの意見が活かされ、公共農具の利用にあたって、特別料金の徴収はクラークに限る、貧農は無料であると明記されている。⁽³⁴⁾

『社会主義土地整理令』は大略以上のような内容と特徴をもっているが、全体としてそれが志向するところは、土地国有化の基礎の上に社会主義農業を農村に確立して行く、そのための全面的土地整理を行ない、ソフホーズを核として、協同組合経営（農業コンミュン、アルテリ、トーズ）を拡大して行き、これら社会主義経営をとりまく個人農経営を社会主義経営の影響のもとに（実例によって）社会化の方向へもって行こうとすることであった。しかし、このことは小規模労働個人農の経営を全面的に否定することを意味しなかった。施策の重点を農業の社会主義化の方向へ移すことであった。

III

『社会主義土地整理令』が生まれた歴史的諸条件については、すでに、Iでのべたとおりだが、10月革命当初の土地法（『土地布告』、『土地社会化法』）のなかで、社会主義経営組織化の志向はどのような形で胚胎し、『社会主義土地整理令』に継承されたかを、ここではみたい。

「農民要望書」をそっくり布告のなかに取り入れた10月革命直後の『土地布告』において（その「要望書」のなかには、果樹園、プランテーション、苗圃、養樹園、温室など高度に発展した栽培のおこなわれているものについては、分割されないで、模範経営とされ、その規模と意義により、国家あるいは共同体の排他的利用にうつされると記されている（第3項）⁽³⁵⁾。同じく「要望書」第4項では、種馬場、官有および私有の種育場と養禽場などはすべて没収され、全人民の財産となり、その大きさ規模に応じて、国家または共同体の排他的利用にうつす（第4項）⁽³⁶⁾。また没収された土地の経営用具もすべて、家畜も農具も同様、国家または共同体の排他的利用にうつす（第5項）⁽³⁷⁾とある。これらは、いずれも、のちのソフホーズ、コルホーズという具体的

な経営組織をうたっていないが、社会主義経営組織化の萌芽というべきものである。

18年はじめの『土地社会化法』は、『土地布告』を発展させ、法令的により整備したものである。そこでは、勤労農民への土地利用の均等配分の原則を前面に押し出しているが、同時に、見落としてならないのは、社会主義経営組織化への志向、社会主義経営にたいする援助の方策が盛り込まれていることである。

同法第13条が、農業用地の利用権の一般的基本的源泉が、個人の労働であるとうたいながら、同時に、「農業栽培を高めるために（農業模範畜舎または実験農園および模範農園の建設）、予備土地フォンド（もとの修道院所有地、国有地、皇族所有地、御料地、地主所有地）から一定部分の土地を占有し、国家によって支払われる労働によって、それを耕作することが、ソヴェト権力の諸機関に委ねられる。この労働は労働者管理の一般規則に準拠する」⁽³⁸⁾と明記しているのは特徴的である。

ペールシンの研究によれば、『土地社会化法』を全ロシア中央執行委員会幹部会で審議した際に、この第13条をめぐる、エス・エル左派とボリシェヴィキの間で意見の相違があらわれ、エス・エル左派は、ただ例外的なばあいだけ大規模な国家経営のための土地をあてがうことができるという提案をした。これにたいして、ボリシェヴィキは、国家が必要とするばあいにはすべてのばあいに、一般に、ソヴェト経営の創設が可能であると主張し、結局、第13条を除く一般規定19条が、そこでは採択され、その後、専門の編纂委員会を経てはじめて、第13条は、上記条文の形で提案されたのである。この編纂委員会にはレーニンが参加している。⁽³⁹⁾

『土地社会化法』第11条は、地方および中央ソヴェト権力の土地部が行う土地管理の任務として、勤労農民への農業用地の正しい分配と国富の最も生産的な利用をあげているが、その外に重要な任務としていくつかのものをあげている。そのなかには、「社会主義経済への移行を目的として、個人農経営の負担によって、労働の節約および生産物の面でより有利な集团的農業経営を発展させること」⁽⁴⁰⁾がふくまれている。第20条で、社会的、個人的必要のために利用されうる土地が農業経営を目的として利用されるばあいとして、農業コンミュン、農業組合、農村協同体がクローズ・アップされている点も見逃せない。⁽⁴¹⁾

移住の問題を扱った同法第6章の第34条では、社会主義農業のもっとも迅速な発展のために、国家は、集団経営の計画的・科学的運営にたいして移住者にあらゆる援助を行なう、と注記されている。⁽⁴²⁾

第35条でも、「社会主義をもっとも迅速に達成するためにロシア連邦ソヴェト共和国は、個人経営よりも勤労コンミュニ的、アルテリ的、協同組合的経営を優遇しながら、共同耕作にあらゆる援助（文化的、物質的援助）をあたえる」⁽⁴³⁾とうたっている。

以上のように、10月革命当初の『土地布告』、『土地社会化法』のなかですでに、社会主義農業経営組織化の志向がみられ、社会主義経営にたいする新政権の積極的援助の姿勢が示されている。これらの側面は『社会主義土地整理令』に継承され、そこで大きな展開（すなわち従来主への）

をみせたものとみるべきであろう。

IV

ロシア共産党（ボ）第8回大会（1918年3月18日―23日）が採択した党綱領は、社会主義建設を目的とするものであったが、その綱領の農業分野では、次のような重要任務を第1にかかげている。1）ソヴェト経営，すなわち大規模社会主義経済を創設すること。2）共同耕作の団体や組合を支援すること。3）いかなる所有であれすべての未播種地に国家による播種を行うこと。4）農作向上のために農学上のすべての力を国家が動員すること。5）大規模経営を行うための完全に自発的な農民の団体としての農業コンミューンを支持すること。⁽⁴⁴⁾

綱領は、小農民経営のなお長期の存続を考慮して、個人農経営の生産性をたかめるための施策についてものべているが、上記の諸任務は、明らかに、『社会主義土地整理令』にみられる農業の社会主義化という根本原則の全面的確認であり、社会主義農業改造への意欲の表明である。

この意味からも、『社会主義土地整理令』は、社会主義農業改造という基本路線のなかで、ひとつの大きな法制上のステップであったとみることができる。が同時に、この条令が、国内戦および外国からの軍事干渉の時期の、いわゆる戦時共産主義政策の構成部分としての役割を果たしたことも事実である。

戦時共産主義期のもっとも大きな問題のひとつは食糧調達であった。人民委員会議は、赤軍と非穀物地区の必要のため穀物の早期調達を目的として、1919年1月11日に『食糧徴発に関する布告』⁽⁴⁵⁾を出し、この問題の解決を企図した。因みに食糧徴発策により国家は相当額の穀物を調達することに成功した。⁽⁴⁶⁾一方で、都市労働者には、自足手段による食糧確保にあたらせた。1919年2月15日に人民委員会議は『諸施設およびプロレタリアート諸機関によるソヴェト経営の組織に関する布告』⁽⁴⁷⁾を公布した。この布告は、国営企業合同、個々の大規模国営企業、市ソヴェト、大規模な労働組合、地方労働組合ソヴェトに、臨時利用の形で非動労利用地（旧地主地など）や個人利用に配分が予定されていない土地を手に入れ、自給のために、それらにソヴェト農場を組織する権利を与えている。これは、『社会主義土地整理令』の発令の翌日に出されたもので、明らかに、同条令を発展さすものであったと考えられる。

以上われわれは、『社会主義土地整理令』の成立の背景とこの条令の基本的特徴点、『土地布告』、『土地社会化』との関連、戦時共産主義下での役割についてみてきたが、この条令にもられた思想が、実際にどのように経済史のなかで実現したのか、また、戦時共産主義から新経済政策（ネップ）への政策転換への過程のなかで、条令がどのような変容をうけ、1922年の『土地法典』へどの部分において継承されて行ったかという問題の解明が必要である。これらの問題の解明は、戦時共産主義研究の重要な一部をなし、ソ連邦経済史研究、とくに資本主義から社会主義への移行の問題として、避けて通ることのできない課題である。それらについては別に論じられなければ

ならない。

(註)

- (1) ポリャコフは、1917—1920年の農業革命史を次のように3区分している。1) 1917年末—1918年春、2) 1918年春—1919年春 3) 1919年春—1921年春。この時代区分はネップ期までについてであるが、われわれはネップへの移行期も含めて3期に大別した。そのさい、18年夏から21年春までの時期は基本的に同質であると考えた。また、ソヴェト政権初期の農業革命史は、ネップ期の22年『土地法典』を含むべきだと考えている。См. Ю. А. Поляков. Социально-экономические итоги аграрных преобразований Октябрьской революции 1917-1920 гг. —《История советского крестьянства и колхозного строительства в СССР》, М., 1963. стр. 13-14.
- (2) Ю. А. Поляков. Указ. соч. стр. 14.
- (3) 《Декреты Советской власти》IV, М., 1968, стр. 362-389. 《Решения Партии и Правительства по хозяйственным вопросам. 1917-1967 гг.》I. М., 1967, стр. 109-126. 大崎平八郎著『ソヴェト農業政策史』, 東京, 有斐閣, 昭35, 328—329ページ, に第1章, 第2章が邦訳されている。
- (4) П. Н. Першин. В. И. Ленин и решение аграрного вопроса в СССР. —《Проблемы аграрной истории советского общества》, М., 1971, стр. 15. 邦訳, 拙訳「ヴェ・イ・レーニンとソ連邦における農業問題の解決」—大阪外国語大学ロシア語研究室『ロシア・ソヴェト研究』第9号, 1974, 77ページ。
- (5) См. А. Ф. Чмыга. В. И. Ленин и первые колхозы. — Указ. кн., стр. 124.
- (6) См. И. А. Гладков. 《Очерки советской экономики 1917-1920 гг.》, М., 1956, стр. 342.
- (7) П. Н. Першин. Указ. соч., стр. 15. 邦訳, 前掲書, 77ページ。
- (8) 参照, 邦訳, 『ソヴェト土地法(一)』, 農林省農地部, 48—50ページ (政治経済研究所から『ソヴェト土地国有論』として同じものが出版されている。訳者はいずれも同研究所の朝野勉)。
- (9) See E. H. Carr. The Bolshevik Revolution 1917-1923, Vol. 2. pp. 154-155. 邦訳, 『ボリシェヴィキ革命 1917-1923』第2巻, 東京, みすず書房, 1967, 118ページ。
- (10) See N. Jasny, The Socialized Agriculture of the USSR, California, 1949, p. 236.
- (11) 参照, 大崎平八郎, 前掲書, 78-79ページ。
- (12) См. В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 352-364. 邦訳, 大月書店版 (以下略), 『レーニン全集』, 第28巻, 362-372ページ。
- (13) Там же, стр. 352-354. 同上, 362-364ページ。
- (14) См. 《Правда》, No. 279, 22 дек. 1918, стр. 1 (マイクロ・フィルム—以下同じ)
- (15) См. В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 608. 《Правда》, No. 279, стр. 1. ブハーリンはこの『プラウダ』の記事で, 大会参加者の共産党員を389名としている。
- (16) См. В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 608-609.
- (17) 《Правда》, No. 279, стр. 1.
- (18) См. В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 352-364. 邦訳, 『レーニン全集』, 第28巻, 362-372ページ。
- (19) Там же. 同上。
- (20) В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 364. 邦訳, 『レーニン全集』, 第28巻, 372ページ。
- (21) この委員会は, レーニン, セレダー, クッラーエフ, ミリューチン, ゴイフバルグで構成されていた。См. 《Декреты Советской власти》IV, стр. 352.
- (22) См. 《Декреты Советской власти》IV, стр. 389.
- (23) 《Декреты Советской власти》IV, стр. 371
- (24) Там же.
- (25) 《Декреты Советской власти》IV, стр. 372.

- (26) 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 380.
- (27) 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 389.
- (28) 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 380.
- (29) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 362-371.
- (30) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 366.
- (31) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 384.
- (32) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 366.
- (33) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 367.
- (34) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 385-386.
- (35) См. 《Декреты Советской власти》Ⅰ. М., 1957 стр. 18. 《Решения Партии и Правительства по хозяйственным вопросам》т. 1, стр. 16. 大崎平八郎, 前掲書, 321ページ。
- (36) См. 《Декреты Советской власти》Ⅰ, стр. 19. 大崎平八郎, 前掲書, 321-322ページ。
- (37) Там же. 同上, 322ページ。
- (38) 《Декреты Советской власти》Ⅰ, стр. 409. 同上, 323ページ。
- (39) См. 《Проблемы аграрной истории советского общества》, стр. 13. 拙訳, 『ロシア・ソビエト研究』第9号, 73ページ。
- (40) 《Декреты Советской власти》Ⅰ, стр. 408. 大崎平八郎, 前掲書, 323ページ。
- (41) См. 《Декреты Советской власти》Ⅰ, стр. 409-410. 大崎平八郎, 前掲書, 324ページ。
- (42) См. 《Декреты Советской власти》Ⅰ, стр. 415.
- (43) 《Декреты Советской власти》Ⅰ, стр. 416.
- (44) 《КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК》т. 2, М., 1970, стр. 53.
- (45) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 292-294.
- (46) См. И. А. Гладков. Указ. кн., стр. 348.
- (47) См. 《Декреты Советской власти》Ⅳ, стр. 390-393.